

Title	福澤最古の訳稿「経始概畧」等について：一九八八～九年の寄贈資料紹介
Sub Title	
Author	佐志, 傳(Sashi, Tsutae)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1989
Jtitle	近代日本研究 Vol.6, (1989.) ,p.213- 302
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19890000-0213

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福澤最古の訳稿 「經始概畧」等について

——一九八八～九年の寄贈資料紹介——

佐 志 傳

一九八八年から八九年にかけて、当福澤研究センターに各方面から多数の福澤諭吉および慶應義塾関係の資料が寄贈された。これは八七年から当センターが行っているマイクロフィルム版『福澤関係文書』の刊行のために、各地の資料所蔵者にその確認を行っている際に、所蔵者の方々から自発的に寄贈いただいたものが多く、これら寄贈者のご厚意には深く感謝するところである。今回はこれら貴重な資料の主なものについて、その大よその内容と『福澤諭吉全集』未収録の新資料については若干の解説を付して紹介しておく。

伊藤多栄氏寄贈資料

一九八八年五月、福澤諭吉の曾孫に当る伊藤多栄氏（諭吉の長女中村里の次男、中村壮吉の娘から、亡父中村壮吉愛蔵の福澤資料三十三点が一括寄贈された。その中には次男の捨次郎に宛てた福澤書翰、愛孫中村壮吉に書き与えた習字の手本や、壮吉の襦袢にささっていた針のことを記した「針の由来」等のような、全集未収録の新資料

が数多く含まれている。早く夫に先立たれ二人の男児を遺された長女の里は、三田慶應義塾構内の福澤邸内に起居していたから、中村家に伝わる福澤資料は諭吉の、父あるいは祖父としての慈愛にあふれた家庭的な一面を窺うに足る好資料と言えよう。これらの資料の全ては丸山信氏により「長女中村里への慈愛」と題し、社団法人福澤諭吉協会の機関誌『福澤手帖』59（昭和63年12月20日刊）に報告されているので、ここでは重ねて触れないこととする。

福澤宗家寄贈資料

諭吉の曾孫福澤範一郎氏からは一九五〇年一月に、大量の資料が寄託され、その後もたびたび寄託されたことがあった。これらの資料は福澤諭吉の新しい側面を窺い知る資料として大いに話題になり、戦後に発行された福澤全集の学問的価値を高からしめたものであった。土倉一杯に納められていたこの資料は量的に厩大であるためその整理に手間取り、八八年十二月になりようやく『福澤宗家寄託資料目録』が出来上り、この目録に基づき翌八九年一月十日福澤先生誕生記念会の当日、福澤範一郎氏より正式に慶應義塾へ寄贈されたものである。

この資料が一九五〇年に寄託された時、慶應義塾職員昆野和七氏（のち塾史編纂所が設置された時その主事となる）がその整理を担当し、不取敢「福澤宗家資料等引継目録」を作成してあったが、その直後から社団法人福澤諭吉著作編纂会が組織され、同会から第一期の『福澤諭吉選集』（全八巻、昭和26～27年、岩波書店）が発行されるに際し、新規発見の福澤著作の草稿や書翰類が紹介され、その後の『福澤諭吉全集』（全二十一巻および別巻、昭和33～39年初版、44～46再版）や『福澤諭吉選集』（全十四巻、1980～1981）にもそれは収録されたり、またしばしば開催される福澤や慶應義塾関係の展覧会に出品されたりして、資料整理よりそれを紹介し利用に供することに視点が移され

たため、寄託資料の全貌を整理し、利用者に公開すべく目録を作成するという基本的作業が大変遅れてしまったことは、昆野和七氏や故会田倉吉の資料整理の手伝いをしていた者として、怠慢の譏は免かれないし、何よりもそちらの整理がつき次第いつでも資料は寄贈したいと申出られていた福澤範一郎氏には、全く申訳の立たないほどの遅れであった。しかし今回、福澤関係資料のマイクロフィルム化という作業の一環として、三千点をこえる資料の分類整理がようやく出来たので、八九年一月寄贈いただくことになった次第である。

福澤宗家寄贈資料は遺墨、遺品、蔵書、書翰、草稿、覚書、著書、記録類、関連資料、評伝の十項目に一応分類され、別に慶應義塾関係の資料が一括されている。これら資料の内容は多岐にわたるため説明は省略し、その点数の概数のみを示すと、遺墨は自筆の詩句やその下書きを含め二五〇点。遺品は文房具等が二五〇点、写真は福澤諭吉とその家族の写真一〇〇点を含め五〇〇点。蔵書は和書、洋書を合せて一〇〇点。書翰は発信書翰一三〇点、受信書翰五〇点。草稿は出版されたもの一六〇点を含め二三〇点。覚書は四〇点。著書は四〇点位で非常に少ないが、木版本の版木が七〇〇点ほどある。記録類は旅行記録や姓名備忘録・金銭出納関係に還暦祝賀・葬儀関係等合計五〇〇点。その他家族や時事新報・交詢社関係の関連資料が一〇〇点、慶應義塾関係資料が三〇点等で総計三〇〇〇点を越える量である。これらのうち版木とか氏名不詳の人物写真（これらで約一〇〇〇点ある）を除き、写真撮影になじむものならその大部分のものはマイクロフィルムに撮影し、前記の『福澤関係文書』（雄松堂書店発行）に収録される筈である。従ってその内容の説明は当該フィルムとその解説に譲りたい。

里見寛氏寄贈資料

一九八九年二月二十八日、大阪府堺市居住の里見寛氏から福澤諭吉自筆の『時事新報』社説等の草稿、卷子仕

立十七卷二十一編の寄贈をうけた。里見寛氏は関西財界の重鎮と言われた株式会社大丸会長の故里見純吉(2)の養嗣子(純吉長女妙子氏の夫)である。

里見家の資料については、実は戦後の第一回の『福澤論吉全集』(全二十一巻本)の編纂最中の一九六一年八月、純吉夫人しづ氏から『時事新報』掲載の英文笑話と「地租論」の草稿とを借用して複写したことがあった。前者は全集第二十巻に「英文笑話の翻譯」(三四八〜三六四頁)として収録されているので、今回マイクロフィルムに再度撮影したい旨を願ったところ、思いもかけず立派な桐箱に納められ、みごとに表装された十七巻の福澤自筆草稿をご寄贈いただいた訳である。御口上によれば、里見家で所蔵しても十分に利用できないから、慶應義塾のしかるべき機関があれば寄贈したいとの事で、当福澤研究センターとしてはその御申出をうけて有り難く頂戴し研究の資とすることにした次第である。その寄贈資料を表示すると次のようになる。

整理番号	標 題	種 類	『時事新報』 掲載年月日	『福澤論吉全集』 所載巻・ページ
1	相場所営業の延期	社 説	明治23・9・11	
2	神田の八公何の思ふ所ぞ	漫 言	明治24・3・22	13巻38〜40
3	三菱社	社 説	明治24・9・23	13巻189〜191
4	大地震 大地震に付義捐〔金〕募集 廣告	社 説 廣 告	明治24・10・30 明治24・11・17 30	13巻213〜215 19巻802〜803

福澤最古の訳稿「經始概畧」等について

15	14		13	12	11	10		9	8	7	6	5
明治二十五年十月廿三日慶應義(塾)演說筆記	追加予算案	教育の説	震災費事後承諾	停会の後を如何せん	震災地方民の難波	賄賂を用る(後半欠)	明治二十五年一月一日	震災地方は今正に災害の最中なり	金錢談	医業分業行はれ難し	救済の勅令	地震は建築法の大試験
社説	社説	社説	社説	社説	社説	漫言	社説	社説	社説	社説	社説	社説
明治25・10・28	明治25・6・11	明治25・10・20	明治25・6・8	明治25・5・18	明治25・1・21	明治24・1・26	明治25・1・1	明治24・12・25	明治24・12・26	明治24・12・9	明治24・11・13	明治24・11・1
13卷554 ~ 556			13卷390 ~ 393	13卷387 ~ 369		12卷598 ~ 599	13卷269 ~ 270			13卷236 ~ 241	13卷228 ~ 230	13卷218 ~ 220

17		16	
棟瓦家の建築は安あがり を 貴ぶ	震災地の堤防	漫 言	社 説
明治24・11・10		明治25・10・29	
13卷 227 228		13卷 556 559	

右の表の整理番号は、寄贈された卷子に付されたものでなく、当センターで仮に与えた番号である。標題に「」が付いているのは、福澤自筆草稿にはその中の文字を欠いているが、新聞ではそれが補ってあるものである。『福澤論吉全集』所載の巻数・ページ数が記入されていない文献は、全集未収録の新資料とみられる文献である。その中で整理番号17の「震災地の堤防」だけは、一見して『時事新報』社説の草稿と思われるが、明治二十四年十月二十八日の濃尾大地震の日から翌二十五年十二月三十一日までの社説を逐一点検してみたが、遂にこの標題を発見することが出来なかった。これは、考えるに社説の内容がいささか奇抜な提案と受取られるかもしれないとの危惧を感じ(福澤あるいは編集部が)、一旦は社説として用意したが最終的に掲載を見合わせたものでないかと推察される。

この表を見て気付くのは、ほとんどの草稿が明治二十四、五年の『時事新報』掲載原稿であるという事である。故里見純吉の慶應義塾入社は明治三十一年であるから、入社前の福澤文献をかくも多数所蔵しておられるのは何か特別の理由があるのか否か、その入手経路を知りたいのであるが、今のところは不明である。なお、以前拝見し複写した英文笑話と地租論の草稿は、現在所在不明とのことである。

それでは里見家資料の全集未収録資料を紹介しようと思うが、福澤論吉関係の資料で全集未収録の分はすべて社団法人福澤論吉協会発行の『福澤論吉年鑑』に発表することになっているため、六編の社説と一編の社説と思われる草稿は、すでにその十六号（一九九〇年一月発行）に掲載してある。しかし『福澤論吉全集』の編集方針は、全集第一巻の凡例にみられるように、収録文献は福澤生前に刊行された最終版を原拠とし、原稿のある場合でも文字の異同についてのみ校訂の対象となり、仮名はすべて平仮名に、変体仮名は普通の活字体平仮名に、略体漢字はすべて正体漢字に改められ、句読点も校訂者によって施されている。また新聞の場合は原稿の段階からほとんど総ルビになっているが、全集に収められる場合は、それはほとんど削除されている。このように新聞はもとより、版本の場合でも出版された原初形態と全集本との間には、かなりの相異があるのである。そこで本稿では、全集編集方針での紹介は『福澤論吉年鑑』に譲り、ここでは敢えて草稿と新聞の原版とをそのまま図版で示し、福澤の推敲の状態、ルビの付け具合、新聞編集者の書入れ等が、実際に製版された新聞の場合はどうのように仕上るのか、それを比較検討する素材を提供することにする。

- | | | |
|-------------------|--------|---------------|
| 1 相場所営業の延期 | 時事新報社説 | 明治二十三年九月十一日 |
| 8 金銭談 | 同 | 明治二十四年十二月二十六日 |
| 9 震災地方は今正に災害の最中なり | 同 | 明治二十四年十二月二十五日 |
| 11 震災地方民の難渋 | 同 | 明治二十五年一月二十一日 |
| 14 教育の説 | 同 | 明治二十五年十月二十日 |
| 追加予算案 | 同 | 明治二十五年六月十一日 |
| 17 震災地の堤防 | 同 | |

愛如己之

如月如日

如日如月

相場榮華富貴

或于斯人此皆懷也。嗚呼！人自愛之，而愛社會

之。故其思想于，亦于其處其政。而愛之，而愛社會

致若此者，此其愛之，而愛社會。故其思想于，亦于其處其政

而。故其思想于，亦于其處其政。而愛之，而愛社會

此其愛之，而愛社會。故其思想于，亦于其處其政

之。故其思想于，亦于其處其政。而愛之，而愛社會

而。故其思想于，亦于其處其政。而愛之，而愛社會

此其愛之，而愛社會。故其思想于，亦于其處其政

之。故其思想于，亦于其處其政。而愛之，而愛社會

而。故其思想于，亦于其處其政。而愛之，而愛社會

相場所營業の延期

武士と町人と風俗習慣を殊にするは由来久しき方にして今日に至るまでも商賈社會の人には政治の思想乏しく武士の末流なる政府の人は商賈の思想に貧あり左れば雙方共に此舊風習を開するまでは先づ以て徳川時代の流儀に従ひ商賈の事は商人の隨意に任せ政府の政權を把ざざる限りは之を擡置くの外あかる可しと思へども我政治社會は西洋文明の風に吹かれて事務次第に繁多を致し時としては政權外に逸して民事に干渉し商賈の思想に乏しき者が商賈を左右せんとするの事情なきに非ず即ち昨日農商務省より許可せられたる株式取引所米商會所營業延期の由來の如き其一例として見る可し抑も取引所條例の發布は明治廿年五月にして舊來の相場所は新條例の實施と共に破壊せらる可き筈なりしかども元と此新法たるや商賈取引の實際に適す可きものに非ずして強ひて之を實施せんとすれば日本國中に相場

を止むるより外に路ある可らず之を人の住居に
輸入んに臺所を湯殿流し塙を二階に設けて人の出入は
屋根の引窓よりせよと云ふに異からず道理に於ては出
來ざるに非ざれども尋常の家屋に慣れたる者は逆も其
不便に堪へずして先づ以て之を避るの外なし即ち新法
の行はれざる由縁にして政府にても無理に之を強ゆる
譯けに參らず左れば商人の住慣れたる舊相場所に三年
の猶豫を許さんとして明治二十四年六月までを限り其間
に内國の商狀を取調へ尙ほ又延引ながら外國の事情を
今一應探索せらば妙案もあらんかどて憲々官私の人
を海外に派遣したれども固より不思議の商法ある可き
に非ず夫れ是れする中に來年の六月は近きに迫り此
やうに過ぎ去りたらんには國中に一時相境取引の中絶
も計り難し何は扱置き今一度の延期を必要あれどて
今回更に三箇年延期の許可にも及びしとある可し實を
申せば一命を懸して實際に行ふ可らず、之を試ると
三年にして尙ほ其可否を決せざるとは如何にも奇ある
に似たれども農商務省の大臣に更迭の頻々たりしも是
亦奇ある程の次第にして官邊種々様々の事情の爲めに
相場所の一事は不幸にして忘れられたるもならん左
れば今日と爲りては是れ迄の三年は空しく経過したる
筈にして今度の延期は時日切迫の爲めに止むを得ざる
の處分なる可ければ衆望に於ても醒る之

ナ現政府の事態に於て随分わる可きるとして觀念すれども其延期の期を三年とせたるは請取り難きが如し、
アイロスの實施す可らざるは既に商賣社會の輿論にして今日日は其アイロス發起の人々も明に不便利を悟りて設立の念を斷たる程の次第なれば政府にして果して民業を重んじて干渉の得策ならざるを悟るに於ては新條例を大に改正して商賣の實際に適せしむるか又は従前の相場所に行はる可き丈の改良を施して新條例を全廢するか二者その一に決するは左まで日月を要するに非ず到底今日の日本人にて勝手向きを二階にして引窓より出入するが如き新築の家に移るもどは出来難き相敵あるゆゑ大に模倣替して普通の住居と爲すか又は是れまでの舊宅を修繕して永久住居と定むるか其孰れに決するは必ずしも今後三年の思索を要する程の難問題に非ず速に斷行して差支なかる可し我輩の竊に信する所あり本來事の便宜より云へば新築尙々未だ一度も住居を試みざる其家屋を改築するよりも住み慣れたる家に相當の修繕を加ふるより智者の事にして且今日ば世論一般に之を評し、アイロス發起の人々も之に賛成し、

政府の筋にても漸く利害を悟りたる操子なれば
必ず舊宅の修繕論に決するものとやらんと思へども色々の
差支にて新宅保存の議もわらんが兩様豫公所亦し唯吉
來日本國に住み慣れたる商賈安を妨げざれば他に苦痛
はある可らず宛に角に今度の一擧を以て數年來縛て解
けざりし紛紜も漸く終局に赴き地上の波瀾始めて平な
りど云ふ可し相境所に關係する商人等の利害は姑く擱
き商業の體面の爲めに祝す可し誠に目出度き次第あれ
ども一方より我輩の所見を以てすれば此目出度き有様
は霖雨始めて收まりて洪水の漸く減じたるものに異か
らず河流舊に復したるは疏す可きされども實を申せば
初めより天氣照當にして出水せざるをを驕はしけれ天
災は之を避るに道なきも人爲を以て平地に波を起すが
如き誠に歎かばしき次第にして當初政府の人に商賈の
思想あらんには五年来の波瀾も亦く又隨て今日商賈
上の變辱も亦かる可き等なりと我輩は農商務省の處分
を贊成すると共に尙ほ今後百般の商政に就て懲戒の儆
意を呈するものなり

金錢談

春花秋月おのゝ歳時の物に感じて之を思ふは人情の
 常なり左れば歳末月迫の今日は人情何物に感ずるやと
 尋るに必ず錢ならんと我輩の癖に信する所なり富貴圖
 麟の大人達はイザ知らず苟も商賈を營み家事を治むる
 人々にして歳末に錢の事を思はざる者はなき其中にも
 十中の八九は自から自家の富有に満足せずして年首以
 來の心事頓歸したるを歎息する者も多かる可し蓋し
 人生の慾は限りなきものにして前途の所望常に過分か
 るが故に假令ひ年中の遊世に多少の幸を得ても尙ほ足
 るを知らざりて多々すゝ多きを求めて止まざれば
 なり況んや其以下の不幸者失敗者に於てをや歳末の勘
 定は不愉快の種子にして俗に云ふ勘定合ふて錢の足ら
 ざる浮世なればすゝゝ錢を思はざるを得ず既に之を
 思へば又かれを來るの方法も種々無量ある可きかれど
 も進んで取るは退て守るに若かず進取の妙案を得る
 まででは先づ以て勤儉貯蓄を専一かれど我輩の敢て勤
 蓄する所なり一年三百六十日物に觸れ事に當れば些少
 の金錢愛しむに足らずとて容易に之を消費したれども
 扱歳末窮迫の時に至りて錢さに費したる些少の金錢を
 らば其便利は如何なる可きや年中の後悔一時に發する
 も更に其甲斐ある可らざれば我輩は敢て既往を咎めた
 して唯將來を警め明治二十五年の一月一日より心事を
 一轉して貯蓄に志し來年の歳末は必ず今年今月の後悔
 なきやうにと與々も世人の注意を促す者なり

(已)子

受年二歲... 和老... 此... 子... 其... 利... 一...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

利... 年... 月...
[Redacted]

近

(已)子

世人は幸に我輩の勸告を容れて貯蓄に志したりとせんか然る上は其貯蓄法に就ても亦一言せざるを得ず今の貯蓄と云へば専ら郵便貯金の法に依頼するの風なれども是れば貯蓄法の利あるものと云ふ可らざるが如く同貯金の利足は年四分二厘にして其預けたる月と引出す月とは無利足ある上に一度に五十圓以上の預金は叶はか一人にて五百圓以上は許されずなご様々の規則ありて随分嚴重あるものとされども民間の金満家又は銀行等に依頼するときは必ず五分以上の利足を日割に拂ふて面倒ある手數も亦其損得は誠に明白なる可し或は金満家は其内實の事情を知るに由かき銀行も甚だ危険なりとの説ありて實際それに相違なきものも少なからずと雖も畢竟詮索の不行届なるのみ數多の富豪銀行の中にはは大丈夫あるものも亦甚だ多し、少しく注意すれば慥に五分以上の利足を借べきに之に依らずして一筋に郵便貯金に集り僅に四分二厘の低利に甘んずるとは貯蓄家にあるまじき事あり其一例を示さんに見よ今の日本國中に資産の最も厚く取引の最も正しくして如何なる事情にも動搖せざるものは三菱社ある可し然るに此

三菱社の銀行

(第百十九國立銀行)が頃日特に廣告し
たる共預り金の利割を見るに定期預は年利五分五厘、
當座預は三分六厘五毛と定め尙ほ其上にも特別當座預
の法を設けて一口の取引高五圓以上、一人よりの預り
高二千圓を限り何時にても引出す可き當座預りの金に
定期同様五分五厘の利足を渡す可しと説きたり此割合
を郵便貯金に比すれば一年一分三厘の相違にして去年
の十二月二十六日郵便局に五十圓を預けたる者は今年
今月今日の二圓十錢の利足を授けられ三菱銀行に預け
たる者は二圓七十五錢を請取る尙ほ其上にも十二月二
十六日とあれば郵便局の規則にて預けたる月と引出す
月とは無利足なるが故に日數は一年にては利足は一
月より十一月までの勘定を以て十一月分一圓九十二
錢五厘に減せらる可し雙方の損得明白あれば尙ほ貯蓄
に志す人は銀行の性質を吟味し三菱銀行の如きものを
撰んで之に依頼するを符策なれ唯同行は各地に支店も
少なきが故に東京大坂以外の人には不便もあらざれ
ども三菱同様に信用の厚き三井銀行には國中に支店も
多し尙ほ其外に信ず可き銀行もあり富豪も多くして實
際の高賣社會には資金の用法に苦しむざるのみか利足
も随分低くからざるよしなれば貯蓄の金を預りて迷惑
する者はなかる可し是等の邊より考れば目下整理公
債證書を所有して五分の利子を利するよりも其價格の
未だ下落せざるに

先立ち之を百圓に賣却して預け金
爲し年々安んじて五分五厘の利息を請取る中に早晚必
ず公債下落の時節到來す可ければ其時に再び買入るゝ
も可かり兎に角に素人筋の經濟法は郵便貯金にも依頼
せず五分利の公債證書をも所有せず貯蓄の金は大銀行
大富豪の確實なるものを求めて悉皆これに預け置く方
萬全の得策ある可し金談殺風景かりと雖も歳末の節物
として一言を試るものなり

震災地方は今正に災害の最中なり

本月十五日震災地よりの來書を見るに震災後の災はひよ
くますます甚だしく將來尙ほ恐る可きものあるが如

し書中の大意に

北山地方は北方村より北の方越前界に至るまで凡そ

十八里の間、揖斐川の兩岸に沿ひ山も谷も悉く崩

壞して其土砂は恰も山腹に懸り落ちんと欲して赤た

落ちざるものあり既に落ちて河床を埋めたるものわ

り數百箇所多き遂一計ふるに遠からず此有様にて

一雨出水の事もあらば土砂は悉く下流に押し流されて

北方村より以南の揖斐川筋は忽ち川床を高めて其高

さは堤防の上に出で水は堤外に溢るゝ外に路なかる

可し

右の次第にて兩岸の山々に生茂りたる樹木も悉く倒

れて山は一面の禿山とあり道路も斷絶して人の往來

を許さず地震後一時は手入して道を開き屈強の男子

かれは二三位の米を負えて僅に往來したれども十一

月二十七日より

1830

卷八

(2) 號

引張去... 今... 北... 先... 不... 通

北... 十... 聖... 同... 皆... 七... 健... 壯... 有... 七... 口... 山... 之... 家... 有... 七... 樞... 策... 指... 其... 末...

既... 未... 及... 食... 味... 酸... 走... 之... 皆... 有... 食... 各... 別... 引... 鐵... 配... 之... 魚... 有... 樞... 策... 指... 其... 末...

擊... 秦... 所... 有... 身... 自... 故... 隨... 引... 區... 最... 中... 有... 其... 氣... 自... 北... 地... 方... 五... 程... 亦... 其... 末...

秘... 寔... 所... 人... 之... 思... 以... 之... 一... 右... 獲... 之... 播... 一... 七... 耀... 為... 之... 身... 其... 末...

又... 構... 所... 以... 滿... 之... 皆... 德... 山... 村... 山... 合... 十... 德... 與... 二... 女... 子... 之... 內... 志... 亦... 其... 末...

春... 報... 友... 之... 思... 以... 病... 一... 晚... 之... 報... 知... 播... 此... 亦... 同... 村... 內... 大... 官... 塚... 村... 戶... 數... 其... 末...

言... 戶... 之... 數... 為... 二... 山... 報... 崩... 壞... 一... 于... 六... 戶... 之... 人... 家... 一... 把... 不... 埋... 收... 一... 地... 其... 末...

村... 之... 多... 戶... 家... 之... 積... 貯... 一... 其... 末...

又... 指... 其... 山... 脈... 之... 脈... 之... 而... 之... 渴... 水... 之... 亦... 有... 一... 之... 坐... 亦... 一... 刻... 其... 末...

流... 水... 之... 源... 於... 中... 之... 流... 自... 越... 一... 河... 底... 之... 流... 亦... 有... 一... 移... 移... 其... 末...

愛... 也... 則... 一... 派... 後... 氣... 自... 其... 身... 年... 河... 底... 之... 埋... 亦... 有... 一... 三... 寸... 打... 其... 末...

通... 常... 流... 水... 之... 既... 期... 一... 朝... 流... 水... 之... 亦... 有... 一... 何... 乃... 大... 使... 其... 末...

可... 為... 一... 派... 厚... 於... 其... 派... 後... 氣... 自... 其... 身... 年... 河... 底... 之... 埋... 亦... 有... 一... 三... 寸... 打... 其... 末...

若... 去... 十... 年... 前... 於... 一... 十... 日... 中... 河... 之... 水... 之... 與... 心... 之... 亦... 有... 一... 其... 末...

若... 去... 十... 年... 前... 於... 一... 十... 日... 中... 河... 之... 水... 之... 與... 心... 之... 亦... 有... 一... 其... 末...

處にては北方村以北は先づ不通の姿となり同村より
東横山まで凡そ五里の間にも往來頗る難澁を極め
夫れより又北の方十餘里間は人間の歩を進む可らず
口山の處にても櫻原村などは既に米麥食鹽の缺乏を
告げ貧富の別なく餓死に迫る有様にて郡役所警察所
にては専ら救濟の計畫最中あり吾々は今日まで北山
地方に左程の被害あらんと思はざりしに右の報告
に接して唯驚くのみ

又樺葉川の水源に當る徳山村は山の入口より十餘里
の奥に在るとゆゑ必す無難からんと思ひ居りしに
昨今の報知に據れば同村の内大字塚村は戸數三十戸
の處雪の爲めに山嶽崩壞して二十六戸の人も家も地
下に埋没し他の村々も多少の害を被りたるよし
又樺葉川の流水は赤く濁りて濁水と云ふよりも泥水
と申して然る可し掛く澁水を押流す中には泥は自然
に河底に沈澱するの外か杉野村邊の舟子の申す處
を聞くに地震後今日に至るまで河底の埋まるるは三
寸乃至五寸なりと云ふ通常の流水にて既に斯の如し
一朝洪水の變もあらば如何なる大災害を致す可きや
とて沿岸の村々は來春後の事を豫想して恐れざる者
かじ云々

右は去る十五日附の書翰にして書中の所記唯人の心を
して寒からしむるのみ爾後

の海口より揖斐川へ溯水の上るふど凡そ四半ばかり
 のものが地盤後は上流七里の處にまで干瀉を感ずる
 ものに成りしと云ふ面より精密に測量したるものにはあ
 らざれども潮水の上流に上るると違さは地盤の下りし
 微候かりとて恐るゝ者多し若しも今度の地震にて礮州
 の平原一面に地盤の低落せしむともわらへば左の如
 きだも常に排水に難澁する地方が更に其地盤を低くした
 りとわれれば實に容易からざる出来事なり

又古來の口碑歴史に徴するに揖斐の川筋は凡そ二百年
 毎に一變するの例にして河底に土砂を埋めて次第に淺
 くおれば隨て兩岸の土堤を高くして水の溢るゝを防ぎ
 天然の土砂と人工の堤防と恰も互に競争して河心の礮
 命を維持し遂に八カ及ばざるに至りて大破裂と爲り
 水は最低地を求めて新に河流を成す其間凡そ二百年お
 りしが今の揖斐川は既に四百年を経て正しく一倍の礮
 命を重ねたるものなれば平常の有様にては隨分危険な
 る尙餘其上に前に云へる水源の山縁崩攪どわりては四
 百年の老犬川その終に臨んで如何なる大變を生ず可き
 や兎に角に地方の運不運は來年の雪解けと暴雨の時節
 とを待て始めて知る可きのみ

以上は單に揖斐川に關する報知おれども此他の二大川
 木曾長良を始めとして幾多の大川河流は何れも大同小異
 の有様なる可し我々が那會の地に居て安らかに眠食す

れ

ばちそ左史でに感せざれども試に我身を岐阜大垣に
置て想像を運らしたらば如何なる可きや死者は未だ葬
らず負傷者は未だ癒えず幸に死傷をば免かれても身外
無一物にして今日の生活に苦しむ何は其上に今年の雪
來年の雨を思へば身は濁さく水の底に居るに異から
ず凡そ人生に不幸多しと雖も其不幸の殘酷にして區域
廣く且つ安心を得るに容易ならざるをど震災地方民の
如きは未だ會て聞見せざる所あり遷般來我輩は毎度懼
災者に面會して其物語りを聞く毎に落涙自から禁する
船は舟斷腸皆魂果ては唯黙して無言に止むのみ人誰れ
か惻隱の心なからんや此心ありながら他を度外視する
は畢竟事の實際を詳にせざるに坐する者なれば我輩の
願ふ所は政府を始めとして國會の議員も民間の有識者
も姑く政治上の私情を去て同胞の不幸を憐み其不幸の
中にも聊か安心を得せしむるの工風ありたきふとなり
其簡條に就ては退く論する所ある可けれども理窟の
議論は後にして先づ人々の至情に訴へんが爲め聊か爰
に一言するものあり

震災地方民の難澁

に就ては毎度時事新報紙上に其事實を記して朝野の注意を促し政府に於ては前後二度の勅命を發して救濟費を支出し昨今は堤防の普請最中にして道路橋梁等も差向き往來の叫ぶやうにどて夫れ／＼工事に着手し又農民等の農具を失ふて耕作に差支る者へは之を授けて樂に就かしむるの道も立ち、加ふるに大震後日々の覺醒も近來は次第に緩にして終日無憂の日もあるとしなれば民心は次第に鎮靜するよどからん唯堤防の安心不安心は當年の春夏より秋に掛けて暴雨出水の試験を経て之を決す可きのみ兎に角に今日の處は政府に於ても會計の許す限りに力を盡したるよどあれば最早地方民に不満足はある可らざる筈なれども災後の日子を經るに従ひいよ／＼事實を詳にしていよ／＼困難苦痛を覺ゆるふを氣の毒おれ之を喩へば大怪我したる者を治療するに當り之を一見して先づ甚重の部分に手を着け脈管を結び創口を縫ひかゞして漸く手術を終らんとするに至り能く／＼各部を検査すれば手も足も疵だらけにして捨置く可ら

ざるのみか之を尊閑に附すれば局部に腐敗を醸して遂には禍を全體に及ぼすの掛念あるものにして、其からず今その一例を擧げんに岐皇愛知一面の震災中火に罹りたるは岐皇大垣竹鼻等の市町にして其燬失の災は實に容易からず尋常一様の失火類焼されば假令以無火にても荷物の取片付に多少の猶豫あらざるはかしく火元の家にも大概貴重品の品は手に携へても運る可し預して火元に遠き類焼の家に於ては煙煙具までも持出すの常あるに之に反して震災の火事には人をさへ焼殺すほどの次第にて固より荷物さだに手の及ぶ可きに非ず千戸の燬失は取りも直さず千戸の火元にして震動狼狽の最中誰れ一人として之を救ふ者さく如何なる財寶貴重品も看すく火中の煙に化して痕さく幸に一命を全ふして遅れたる者は総れもかく朝またきの一衣のみ且當日の火は一種の猛威を逞ふして宛たど人の想像にも及ばざるものあり例へば大垣に在る本願寺別院の大鐘は随分重大なるものにてありしが一層の下に鐘樓を倒し本堂と共に炎上して其跡を見れば大鐘は既に鎔解して形を遺さず又各商店にて空城鐵壁と称み居たる鐵の塼箱も同様の有様にして流石に鐵なるが故に鎔解はせざれども火力に犯されて空く形を失ふ以内には藏めある紙幣も證文も公債證書も灰燼に變じて影を存するものあかりしと云ふ思ふに尋常の火事は先づ建家を焼て後に家中の物に

22

22

力上及... 把家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

... 之... 故... 力... 上... 及... 把... 家... 察... 倒... 文... 春... 之... 故...

火力を及ぼすよなどれども地震の火事は家先子倒れて後に火を發するが故に斯くも火勢の烈しかりと觀ふらん

右の次第にて震災地方中の火に罹りたる者は多くは商工の種族あれども工業の者は唯手足あるのみにして手に執る可き道具を失ひ商人等は商賈を營さんとして雙露盤もさし秤も升もなし日用の匣箱硯箱さへ失ひ盡したるのみならず第一に眠食の家もかくして蕪の小屋の内にも雨露を避け居る仕合なれば假令以荷主より商品を貸す者あるも店を張て之を賣るの方便を得ず或は年來家道豊にして他に金を貸したる者もかきにわらず其貸金さへ返済せしむれば自から家業再興も叶ふ可き筈ある可らず恰も一地方は貸借かしの姿にして平等一様の赤貧と云ふも可なり就ては右の火災地に難繼する人民は敢て政府に向て商工仕入の資本金を求るに非ず唯選世取付の元手として差向きの急に板小屋にても作りて之に眠食し手に職業の覺えある者は一通りの道具を買い商人等は小屋の店頭を張り又は商品を納め置く爲めの小屋にても作る丈の元手を拜借

214 250

之地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

地分置至方人國年出公至人報海至子子

草

せんとて地方の
 重立たる人々は過日來出京して廻りに奔走するよし如
 何にも無理ならぬ救急の要あれば政府に於ても特に詮
 議する所あらんと冀望に堪へず或は震災の事情に冷
 淡なる人々は右の出京請願の轍子を見聞して地方人が
 政府の處分の優しさに付込み恰も輿に乗じて際限なく
 難題を申出すかど評するものもあきりに非ざれども我輩
 の見る所にて其出願人の中には震災に父母を喪ふて今
 尙は葬式を執行せざる者あり重傷未だ癒えざる妻子を
 家に遺す者あり斯る愁傷心配にも拘はらずして想々出
 京するは尋常一様の事に非ず之を自して輿に乗する者
 と云ふは聊か酷あるが如し彼の世上に流行する分縣合
 縣の請願、縣廳移轉の請願若しくは地租云々の請願な
 どに比すれば同日の論に非ざる可し我輩は假令は愛に
 溺るゝの謔を受けるも人情厚き我國民と共に自から禁ず
 るよと能はざるものなり

教育の説

學問は人の家に居り世に處する爲めの方擧なり學問之外にして居家處世の道わらば必ずしも書を讀み理を講ずるの要用なければとも人間萬事學問の道理に外るゝものなきゆゑに教育を大切にするるとなり左れば教育は人生に缺く可らざるものとて其教育法に二様の別あれば其區別を明にせざる可らず即ち一は單に之を身の嗜みとして勉るものと又一には其學び得たる學問を以て立身の資にするものと趣を異にするが故に凡そ世間の父母たる者は子の爲めに謀りて豫め教育の方向を定むるると用要なる可し例へば農工商の家産既に豐にして其子に家業を譲らんとするものか左なくも之を實業社會に入れて身を立しめんとする者は必ずしも深く専門の學業を得せしむるに及ばず唯一通りの教育を授け學問の大體を心得るのみにて事足る可し之に反して家道の都合もわら又その子の性質もあらずとれば到底學問を本職にして身を立しむるの外なしと認るときは専門を備めて高尚の處にまで達せしめざる可らず醫師法律家その他諸科の技師教師等にして是等は皆その

學び得たる學問を利用して私の生計を營み又公衆を利する者なり之を喩へば宗教は人生に缺く可らざるものとして專門に之を脩め之を説き以て身を立る者を僧侶と名け其教を身の瞻みとして之を信じ大體の教旨を心得て朝夕忘れざる者を信者と名け双方の間に明なる區別あるが如し子をして學問の僧侶たらしむるかは其信者たらしむるか父母の熟考を要する所にして子の爲めには生涯の一大事なりと知る可し世間或は千金の子にして法律等の専門に入り學業未だ成らずして早く既に家道を忘れ遂に小吏と爲り又小政客と爲り却て家を亡ぼしたるの罪例なきにあらざる畢竟父母たる者が子の爲めに教育の法を誤りたるの罪なり右に陳る所大に違ふらざるとして社會の全體を見るに生涯學者を以て身を立て所謂學問の本體僧侶たらん者は是非とも専門の業を研究して深きに達せざる可らず其人に在ては一身の名譽、公けの爲めに謀れば國の光にして萬々等閑に附す可き事にあらざれども廣き全國中には學問を本據にせずして唯その大體の知見を要する者も多ければ都鄙學校の組織も勉めて之に應ずるの工夫なかる可らず就中小學校の如き小學中學大學とわれば俗間の考にて其名義の順序に従ひ小より中に進み申より大に達するやうに思ふ者もなきにあらざれども其實は互に縁なく小學は小學にて終り中學は中學に終りて切ある可らず故に毎校の教育法も其

るものと定め小學校は小學ながらに人生に必要な居家處世の知見を授ふるを學問の本意なれ即ち手習双露盤より手紙の文言を知るが如き小民の家にも缺く可らざるものと成り或は教師が書を以て教へ又は日に語りて教ふるにも小民の日常に縁ある事柄を以てし百姓なれば種を蒔き苗を植ゆる季節方法又は肥料の良否、收穫の多寡等頼て其生徒が家に歸り父母に語りて耳に入り易く又父母に開て翌日學校に行けば教師の試問に答ふるもとも易しと云ふが如く一切の教授を實地に差向け學校の教と民間の日用と相離るゝことなからしめ始めて學問信心の道を開くに足る可し多年來學制の變革一再ならず當局者の心を用ふるも厚しと雖も會て意の如くならず辛苦養成し得たるものは常に人事に注瀾にして實用に適せず學業いよしく進んでいよしく立身成家の道に遠ざかり時としては社會の邪魔ものとなつて評せらるる者あるに至りしは畢竟學の字に誤られ學問教育とは少年を教へて學者にするのみとなりて心得その方針を高尚に向けたるの罪なり宗教貴しと雖も天下の人民は悉皆僧侶にす可らず然らば則ち學問必要なりと云ふも一切の生徒は學者にす可らざるなり

追加豫算案

貴院が衆院の議定したる二十五年年度追加豫算案に對し衆院にて削りたる海軍省の軍艦製造費等を復活せしめ更に衆院に送りたるに衆院にては討議の末、百二十三に對する百五十七の多數を以て受附く可きものに非ずと決議したるも衆院が軍艦製造費の支出を拒みたるは過日の時事新報にも一言したる如く國防上不啻の決議なれば貴院にて之を復活せしめんとするは如何にも穩なる政案なれども衆院の論勢を非として拒絶するに及べば是れ亦是非なき次第なり其拒絶論に貴院は衆院より送りたる決議を原案として修正す可きも憲法違背なりと云へば非拒絶論は之に服せず新に款項を加へたりと云ふも本來影もなきものを製作したるに非ず本と政府より提出して一度刈られたるものを替に復するに過ぎず即是れ修正の一法なり違法に非ずとて國費支出の利害を論ずるに違わらず憲法論の勝敗を以て遂に拒絶に決したるもなり憲法の解釋は随分易からざるも遂にして既に一昨日の衆院中にて其解釋法を二様にし雙方相分れて人數を數ふれば百五十七と百二十六との多少にして其差僅に三十一に之をあれば黑白分明にして天下の議論るゝに定りたるにもあらず況して貴院に於ては最初より憲法に從ひて積りにて此舉に及びたるも是れは是れより

交渉^{かうせう}ある可きは自然^{じぜん}の勢^{せい}なるが如くなれども我輩^{われはい}は此
 一段に至りて特に事の權便^{けんべん}を祈^{いの}るものなり貴院にて衆
 院^{しゆいん}の所爲^{しゆゑ}を不當^{ふたう}なりとすれば威^いは上奏^{じゆうそう}云々の説^{せつ}もあら
 ん事^{こと}ありに至^{いた}れば止^{とど}むを得ざるに似^にたれども上奏^{じゆうそう}の一
 事は憲法^{けんぽう}に明文^{めいぶん}をあれ其實^{じつじつ}は容易^{じゆんぎ}に依頼^{いらい}す可き道^{みち}に
 おらず此明文^{このめいぶん}ありながら三十年にも五十年にも曾^{まづ}て之
 を利用^{りよう}したる者^{もの}なし下界^{げがい}の政論^{せいろん}は下界^{げがい}の自治^{じち}に任せ如
 何^{いかん}にも處理^{ていり}して至尊^{じしゆん}を煩^{わづ}はし奉^{ほう}らずと云ふ其自治^{そのじち}の間
 に臣民^{しんみん}たる者の德義^{とくぎ}も存^{ぞん}するよしとなれば此處^{こゝ}は貴院^{きいん}の
 人々も篤^{とく}と勸辨^{くわんべん}して政治^{せいざい}社會^{せうかい}全體^{ぜんたい}の平和^{へいわ}を重んじ自か
 ら貴族^{きしやく}院^{いん}の貴重^{きちゆう}なる體面^{たいめん}を省^{しやう}みて始めて僞^ぎを作る勿^なら
 んべし切望^{きつぼう}に堪^たへず又實際^{じつじやう}に於^おて今回^{こんかい}衆院^{しゆいん}が創^{つく}る可^べら
 ざるの款項^{くわんぎやう}を削^くりて唯^{ただ}徒^たに政難^{せいなん}病^{びやう}の容體^{ようたい}を現^{あらわ}はした
 るが爲^{ため}めに貴院^{きいん}が之^{これ}に對^{たい}して深切^{しんせつ}に注意^{ちゆうい}を加^{くわ}へたりと
 の事實^{じじつ}は社會^{せうかい}一般^{いぱん}具眼^{きがん}者の見^みる所^{ところ}にて既に明白^{めいぱく}なれば
 毫^{さう}も貴院^{きいん}の榮譽^{りゆうぎ}に損^{そん}する所^{ところ}なきのみならず自今^{じこん}僅^{わずか}々^々年
 年^{ねんねん}を過ぎ^{すぎ}大^{おほ}會^{かい}の議場^{ぎじやう}には必^{かならず}亦^{また}右^{みぎ}の款項^{くわんぎやう}も首尾^{しゆゑ}能^{よく}く通過^{つうわう}
 し海軍^{かいぐん}省^{しやう}の計畫^{けいぎやう}をして大^{おほ}に遲滯^{ちしやう}せしむるもどるなく衆
 院^{しゆいん}は非^ひを改^{かへ}めて貴院^{きいん}は満足^{まんじつ}するの目^めある可^べし唯^{ただ}半年^{はんねん}の
 日月^{にちげつ}のみ我輩^{われはい}は異々^{いざ}も甚^し恐^{おそ}爾^にを勸告^{くわんこ}する者^{もの}なり

震災地の堤防 (變体がなるとはは字がなので、通常の語字体で仮名に改めた)

今度の震災ニ付き岐阜縣地方ニ堤防を損したるはと実ニ容易ならず今日までの報告に據るニ大小の堤防延長百四十里ハ改築又ハ脩繕を要すとのもとたれハ其費用ハ蓋し何百萬門の巨額なる可し

元來岐阜縣の三大河と稱せる木曾揖養長良ハ何れも有名なる難物として百餘年來次々川床を高くし毎年の洪水ニ害を為さふと甚だしく其害を避るの法ハ唯堤防を築立

るの一手段あるのみ川床の次ニ上るニ從て堤防も亦次々ニ上り上々際限あるもとなり現今日の處よても川床ハ還ニ平地の上邊ニ在りて家屋田畑ハ其下底ニ位し平地ニ在る人ハ水流を見るの有様よりして恃む所ハ唯一帶の堤防

あるのみなれども人為の堤防ハ天然の水に勝たざる夏の淫霖秋の暴雨ニ逢ハバ往々堤防を破して萬項の田畑を水底ニ沈め家を流し人畜を殺すの沙汰ハ殆んど毎年の例の如し徳川政府の時代より世の

經世家の憂る所として曾て此害悪を除くの策を得たるものなきを遺憾なれ然るニ開國以來生糸の輸出漸く盛大を致し養蚕の利益大なるよりして或人の立案ニ河流の斯くも汎濫して害を為さハ天然の地勢ニ由るとハ云ひながら水田の制も亦その害の一原因たらざるを得ず古來家作を重んずるの國風よて地形の無理なる處よも用水を引くの工風を運らし河の流れを堰き留めて水を左右ニ導き一堰又一堰自然に疏水

を妨げて川床ニ土砂を留むるの媒介を為さふとなれば今や養蚕ニ利益あるを幸なれば水田を廢して桑田に變し一切の堰を取拂ふて河流の自然ニ任したらば自然ニ床を低ふして水復た

いへり神「國藝學園」櫻田の古蹟跡頭

地中より行くの古いにしへに返るかへるまでもある可べしとの説いひわり自みづから一説いっせつよして面白おもしろしと雖も我農家の骨こほねニ徹とおしたる米作いねづくりの習慣しゅうはんを拂はらふて水田みづうらを廢やぶせるらふ如ごときハ利益りやくの教しゆを問とはせして先づまづ之のニ反かへして不服ふふくを云いふ
 可べきや疑うたがひを容ゆるれば之を一いつの大困難だいたんなんとして仮令かひ或あるハ此困難このくわんなんニ勝かつていよ
 水田みづうらの用水ようすいを引ひくまと
 なく河がはの堰せきを取除とりて果はたりて果はたして現在げんざいの土砂どさ
 を海うみニ洗さらひ出して
 川床かわあしを深ふかくせるの实效じつがうを奏そうせ可べきや否いなや若わかしも其積極きせき的てきの効きなくして唯今ただいま
 後川床ごかわあしを
 高くたかくせるの思おもひを輕かろくするニ止とまるやうのまとなれハ今の堤防ていぼうを今のままニ
 維持維持して時々水書を被かる
 ハ従前じゆんぜんニ異なるまとなかる可べし左ひだりレハ廢水田はいすいでんの説いひも實際じつじやうニ行なはれ難がたく又また健たかん
 ニ実効じつこくも期もちし難がたしとして
 我輩われらの試しニ一策いっさくを提出ていしゆつせんに今度こんどの改築かいしき條じょうハ三未嘗さんみさう有あるの大工事だいこうじよして
 非常ひじょうの工費こうひ
 を要をするのみならず其工成きこうじやうの上うへも震災しんざいの餘あま。深ふかき處ところニ禍わざはひを遣やして再崩さいほうの
 心配しんぱいなしとも請こう
 合あはれず就すなはてハ三さん大決断だいかつだんして地勢ちせいを調査てんさし三大河さんだいがの河心がしんを他に轉まじて
 新あらたニ堤防ていぼうを築きき
 地面じめんの最も低ひき處ところニ水を流ながすの工風こうふうハなる可べきや素人すうじんの考かんがへハ此新河流このしんがわ
 ハ遠とほきニ求め
 正ただしく今の河流がわニ隣かたして今いまの一方いっぺの堤防ていぼうニ沿したがひ舊流きうりゆう同一どうい様の新流しんりゆうを開ひらく
 も其川床そのかわあしハ遙はるかかハ
 二下りて舊川床ふるかわあしハ恰ただかも一帯いつたひの高燥かうそう小山脈せうざんの状かたちを成なせまとならんと漫まんニ想像さうぞう
 する所ところなり
 既すでニ新河流しんがわの工こうを成なす上うへハ彼の水田みづうらを廢やぶするの説いひも徐々じゆじゆニ実行じつぎんを試あみ百事ひやくじ
 ニ注意ちゆういして
 維持保護維持ほごしたらば甚はなだしき水書を免まぬかる可べきや無論むろん仮令かひ或あるハ年々ねんねん土砂どさを
 新流しんりゆうの川床かわあしニ

積むはとあるも今の舊河流の現状に至るまで、数百歳の猶豫ある可し必ずしも姑息策よりは非ざるなり固より斯る大策を執行するより、技師の調査を綿密にするまで、非一の要用よし費用も亦莫大なる可し我輩の容易ニ發言を可き事柄ニ非だ之を言ふて却て世の嘲を招くはともある可しと雖も幾百年の間、幾百千の治水家、千思萬慮して曾て策を得たる者なしと叫べ、素人の言も亦偶中なきを期す可らば殊ニ今回ハ國家事業として堤防の改築、脩繕ニ大金を費すの必要ニ迫りたるまとなれば其大金の高を更ニ増して如何や、より百年の長計を定めんと欲望ニ堪へず之を望むの餘り萬一の参考よもと思ふて敢て一言を呈せるのみ

大地震の付義 捐金募集廣告

安政の江戸大地震は早や三十七年の一昔と爲り當時の有様は今尙ほ故老の語る所にして一夜忽然暴耳に水の大地震、地震に遭ふて地響たるを悟らば七轉八倒の間に煙焰滿市に張り親子を見殺にして泣くあれば妻が夫を求めて叫ぶあり走て土藏の鬼瓦に頭を碎かるし者あり梁に足を敷かれて焼死ぬる者あり市中近郷幾萬戸の焼失幾萬人の死傷、大都會として古戰場と爲る其物語はいよいよ聞いていよいよ恐ろしけれども唯むかしの事として聞流かせしに何を料らん今回は駿草大垣名古屋を始めとして何十里内一面の地方に正しく江戸の大地を再演して慘羅の慘狀を呈し昨今到來の電報通信に接していよいよ其事情を詳にすればいよいよ酸鼻に堪へず然かも其日は本月二十八日にして舊曆の九月二十六日に當り安政二年の變は十月二日のもよみされば前後七日の相違にして二度の天災とは三十七年久しと雖も目前に見るが如し左れば當府下を始めとして遠近の地方にて荷も慈惠の

志こころわらん人々は舊ふるを懐いだひ今いまを憐あはれ
 み多少たの金かねを捐たまへ、被害がい地方ちほうの死し亡じやう者しや負お傷やう貧ひん者しや困くわん者しやを
 救たすひ給たまはらんちと切き望ぼうに堪たへま但たゞ共とも義ぎ捐だん金かねは當あたり時とき事じ
 新しん報ぱう社しゃに當あたり現げん金かねにても爲な替かにても到いたり着ちやく次じ第だいふれを取とり
 經へいりて其その筋すぢに使用しやう法ぽうを托たくし又またその義ぎ捐だん者しやの姓せい名なと金かね高たか
 どは時々本紙上に配して讀取書に代ふ可し
 一義捐の金高は一口十錢以上の事
 一義捐金取の期限は來る十一月十五日までの事
 東京市京橋區南鶴町二丁目十二番地
 明治二十四年
 十月二十九日
 時事新報社

「相場所営業の延期」は福澤が時事新報紙上でしばしば論及している「相場所論」あるいは「取引所論」の一つであり、明治十七年七月十二日付社説「相場所の一新を望む」以来ほぼ十年間にわたり論じ続けた、大きな課題の一つであった。しかも同じ標題で二年前すなわち明治二十一年十月五日（全集別巻所収）にも論じており、この問題に対する福澤の思い入れが窺えるテーマである。これに関連して福澤研究センター副所長西川俊作氏の「相場所見学」⁽⁴⁾と題する論考があるので、その論旨に沿ってこの二度目の「相場所営業の延期」（明治二十三年九月十一日）の主張を概説してみよう。

元来尚商立国を主張する福澤の立場からすれば、明治二十年五月十四日公布の取引所条例（同年九月一日施行）は大いに歓迎すべき政府の施策と考えられがちであるが、この条例により従来の米商会所条例・株式取引所条例がいずれ廃止となることには不満の意を表し、新しい所謂ブルス条例が独仏の取引所に範をとり会員組織に切り換えることに不安をいただき、従来の株式会社組織の方が国情に合っているとして、皮相的な西欧文物の摂取に批判的な態度をとっていた。例えば十七年七月十二日社説「相場所の一新を望む」（全集十一卷五九頁、以下全集よりの引用は「全⑤五九」のごとく略す）以来取引所の必要性を論じていたが、二十年の取引所条例公布により旧条例は廃止と決定していたのを、黒田内閣（明治二十一年四月三十日成立）の農商務大臣に遅れて就任した（同年七月二十五日）井上馨が、従来の株式取引所・米商会所ともその営業期限を二十四年六月まで延期したことに賛意を表し、さらに発展してブルスを廃し従来の組織を改善して存続させることを希望していた。その後二十三年一月二十二日社説「相場所の所望」（全⑤三五）においては、投機を賭博と同一視する士族者流の考えが自由な価格形成を妨げると主張し、同年三月三日福澤は外人宣教師三名を同道して米商会所、株式取引所を初めて見学し、従来の機構が日本の国情に適っていることを痛感している。その後「米商論」（四月二十三―五日、全④四一五―四二四）、

「財政始末」(五月二十九日～六月四日、全⑩四二六～四四二)、「尚商立国論」(八月二十七日～九月一日、全⑩四八四～四九七)と財政経済に関する社説を時事新報紙上に掲載していた。

これら時事新報の主張に応ずるかの如く政府も重い腰をあげて取引所の現状を視察し二十三年九月十日、株式取引所と米商会所の営業期限をさらに三カ年延長することを決定した。その決定をうけて、翌十一日、はからずも二年前と同じ表題の「相場所営業の延期」を発表し、新しい取引所を設置するよりも従来の株式取引所・米商会所に改良を施した方が国情に合っていることを、重ねて主張したのがこの新資料である。

「金銭談」は年末に当り一般庶民の利殖方法として、年利四分二厘の郵便貯金よりも、三菱社経営の東京第一百九国立銀行や三井銀行の様な信用厚き銀行に定期預金(年利五分五厘)に預けた方が有利であると論じたものである。

「震災地方は今正に災害の最中なり」、「震災地方民の難渋」および社説と思われる「震災地の堤防」はいずれも、明治二十四年十月二十八日午前六時三十分ごろ岐阜・愛知両県を襲った濃尾大地震(マグニチュード8.4)により建物の全半壊二十二万戸、死者七千余人、上下六メートル、水平二メートルの大断層を生じた大被害の復興等について記したもので、この記録的な大地震の被害の復興のため、時事新報社は早速義捐金の募集を行っている。その募集広告の草稿も福澤の自筆であるが、その分は全集に収録されているため新資料とは言えない。しかし草稿と新聞記事との間に多少の相違があるので、参考のためそれを後に掲げておいた。

「教育の説」は福澤の自論である、学校教育における一般普通教育の重視を述べたもので、教育の目的は「居家処世の知見を授」けることにあり、学生をすべて学問の専門家にすることではないから、小学校・中学校の段階でも完成教育をすべきことを説いたものである。

「追加予算案」は貴族院が衆議院の提出した二十五年度の追加予算案に対し、衆議院が削除した海軍省要求の軍艦製造費を復活して衆議院に送付したところ、衆議院は二十五年六月十日重ねてこれを拒否してしまった。この件につき福澤は国防上の問題から貴族院の決定を支援していたので、両院で事を穏便に進め次期議会で通過することを希望している。しかし予算案は福澤が好まなかった天皇の勅裁という形で十四日に成立した。

「大地震に付義捐金募集広告」

草稿では安政大地震の年代と日付を間違え、明治二十四年十月二十八日の旧暦換算も一日ずれていたのを、新聞紙では訂正されている。また最後の義捐金受付の細目を決めた箇条書の部分は明らかに異筆であるが、これは恐らく石河幹明の加筆と思われる。

稲葉正邦氏寄贈資料

稲葉正邦氏は大分県中津市の郷土史家故稲葉倉吉の嗣子⁽⁵⁾である。同氏は本年（一九八九）五月二十二日中津に保管されていた亡父の資料を、亡父五十年忌法要で東京八王子から帰郷された折に持ち帰られ、福澤関係資料をわざわざ三田の福澤研究センターまで持参して閲覧を許された後、直ちに寄贈のお申し出をなされたのである。この資料は後で述べるように福澤論吉の生涯最初の翻訳である「ベル築城書」の写本（前半のみ）であり、福澤の数ある著訳書の文字通り冒頭に挙げらるべきものであるのに、今日まで全集には収録されていない新資料である。それ故、原資料の披見が許されたならばこれを広く学界に紹介しようと考えていたところ、閲覧の許可どころではなく、この貴重な資料を直ちに寄贈くださることになり、そのご厚意に対し、深く感謝の意を表する次第である。

稲葉家寄贈資料は故稲葉倉吉の遺著『豊前郷土史論集』（岡為造編、赤松翠陰校、昭和十六年五月刊、昭和五十五年国書刊行会復刻）に収録された未発表原稿「福澤先生の著学問のすすめ初篇と経始概畧に就いて」⁽⁶⁾（同書二五五―二六七頁）という論文に紹介された文献の關係資料の全てであろうと思われる。

1 ペル築城書訳稿写本（経始概畧） 和綴一冊

2 山口県エ相送り候下書 一袋

内訳 中津市校洋學生費用之記 一綴

縣内士民江文學告論文 一綴

舊中津縣洋學校出金方法 一綴

山口縣より小倉縣へ資料請求依頼状 一通

3 勸農の儀建白書 一綴

4 人名調 一通

5 故稲葉倉吉氏覚書 一綴

右の資料中で特に注目すべきものは1、2、4の資料であろう。とりわけ1の資料はこれまで慶應義塾の關係者や福澤論吉研究家の間で話題にされたことがなく、稲葉の遺著が昭和十六年に公刊され、さらに戦後昭和五十五年に復刻されているにも拘らず全集に収録されていないものである。これは全くわれわれの怠慢であって弁解の余地はない。稲葉は「何故か福澤全集には、発表せられてをらぬ。無論其の稿本は現在でも福澤家に保存せられ」てをるに違ひないが、いはゞ門外不出とでもいふべきであらうか」と言っておられるが、指摘の通りその稿本は福澤宗家に保存されていて既述の宗家資料に含まれている。その稿本は戦後の『福澤論吉全集』第七卷

二八一―四三二頁に初めて活字化されたのであるが、それには稲葉の紹介したベル築城書の序文に当る「經始概畧例言」と「内編郊堡論目次」「外編畧城論目次」が欠けているため、全集本は原著者ベルの「自序」から始まっている。福澤家にその訳稿が保存される経過については、『福翁百餘話』第十六話「貧書生の苦界」の中で引く「築城書百爾之記」(全⑥四二―四三)に詳しい。いまその要点を記せば、福澤が大坂の緒方塾で蘭学修業中、兄三之助の死去により中津に帰っている間に、家老奥平吉岐の秘蔵するベルの原本を借りうけひそかにそれを偷み写し、大坂に再度留学した際、緒方の厚意によりその蘭文を翻訳することを口実に緒方家の食客生となることが出来たことや、またその苦心して写した蘭文とその訳稿を、惜し気もなく他人に与えてしまったが、明治十四年に再び入手することが出来たという事情が記されている。

福澤宗家寄贈資料に含まれる「築城書百爾之記」と図面を一括した包み紙には福澤の筆跡で「荷蘭人ベル著築城書譯本／六冊図一卷付／福澤論吉二十三歳の時／の翻譯なり」とあって、その訳書名は「ベル著築城書」の如くみられるが、稲葉旧蔵写本によると「經始概畧」と名付けられているように思える。書名の「經始」とは諸橋轍次著『大漢和辞典』によると、「家屋を建てはじめ。土木を興す。經は地を測量すること。はじめ。開始する」とあって、土木建築を始める意味はあるが、城郭の建築という意味は無いようである。ともあれ、その新資料の形態と内容を紹介しよう。

「經始概畧」は縦二四・五センチ横一六・七センチ、半紙四十三丁(表紙とも)仮綴、題簽なし。標題は付いておらず第一丁冒頭に「經始概畧例言」とあって、この訳本の由来が記されているから、標題を仮に「經始概畧」としておく。写本はこの例言に続き「内編郊堡論目次」と「外編畧城論目次」が記されているが、福澤自筆の訳文『百兒畧城篇一』には既に述べたようにこの部分は含まれていない。巻頭一丁表から半面十行二十詰の型式で写さ

れており、福澤自筆訳本との異同はほとんど見受けられない善本である。自筆訳稿の方は多少書き損じがあり、また翻訳を推敲して朱で訂正した箇所もあるが、写本は訂正された方が写されている。内容は「自序」「緒言」と続き「郊堡論卷之一」「郊堡論卷之二」までが含まれている。引用に際しては「經始概畧例言」は原文を上段に掲げ、下段にその読み下し文を配し、目次の部分は上段に原文を置き下段には、それを全集の本文と校合して異同ある場合のみそれを示しておく（漢文の読み下しは富田正文氏のご教示を得た。記して謝意を表す）。

經始概畧例言

經始概畧例言

一原書係紀元一千八百五十二年和蘭歩軍裨將設母華百兒所著

一原書は紀元一千八百五十二年、和蘭歩軍裨將設母華百兒の

兒氏任教授之職當時彼邦於築城之科未有適宜者故特著此書

著わす所に係る。兒氏教授の職に任ぜられし當時、彼の邦

以供後進之軌範焉全冊僅不過二百葉而其中所包者甚廣自築

に築城の科に未だ適宜のもの有らず。故に特に此の書を著

牆穿隍之尺度全障之形象以至干守攻之方畧無不備具矣

わして以て後進の軌範に供す。全冊僅か二百葉に過ぎず

者在 緒方先生之門也 先生命 翻譯之且云翻譯之所貴者不

して其の中に包む所のもの甚だ廣く、牆を築き隍を穿つの

在譯文之巧拙而在達意如何耳若徒用華漢典雅之詞則原書之

尺度、全障の形象より、以て守攻の方畧に至るまで備具

意或不通而使讀者生厭倦之心大非著者之本意也 範素不嫻大

せざる無し。範素に緒方先生の門に在るや、先生範に命

西兵語不敢當此任但師命之重無所辭不自顧鄙陋妄下筆記草

じてこれを譯せしむ。且つ云く。翻譯の貴ぶ所は譯文の巧

業未半去年秋會 君有從事洋學之命召於江都十月到邸乃復繼旧業今茲二月始得

拙に在らずして、達意如何に在る耳。若し徒らに華漢典雅

脱稿譯文不厭鄙俚一主達意加以範非才固無足觀者學者若不

の詞を用うれば則ち原書の意或いは通ぜずして、讀者をし

問文之巧拙而欲窺著者之心匠索築城之基範則幾庶可也已

て厭倦の心を生ぜしめん。大いに著者の本意に非ざる也。範素とより大西の兵語に嫻ならず、敢えて此の任に当らず。

一本邦今日大西學亦漸闢故凡物品之名稱諸大家譯本確定者亦多獨至築城學者從事于此者或鮮故其物品法式未經其譯者甚多此書陴院壕塹之各部障郭畧面之諸形式其名稱雖力從諸家所慣用從前全無譯名者竊下新訊或譯之其當否不可知者不放下譯直存原名但其譯名下各附原語以供便覽

一 度量之名諸譯本多以彼邦會兒曲尺三寸弱為尺以巴兒母曲尺三寸弱為寸以兌依母曲尺三寸弱為步者恐不辨與本邦之尺寸奈何也故書中所示者皆存其原名但以文字冗長記「會」「巴」「兌」頭字以從簡畧其他如封多巴斯亦從例無下記

一 書中毫不交臆斷力主存原文之意偶有愚見小註上下記() 圖分之安政六年己未仲春中津福澤範子園誌于江都袍洲邸

但師命の重き辭する所無し。自から鄙陋ひづろをも顧みず安りに筆を下して起草す。業未だ半ばならずして去年の秋會君きみより洋學に従事せよとの命有りて、江都に召され十月邸うちに至り乃ち復た旧業を繼ぐ。今茲二月始めて脱稿するを得たり。譯文は鄙ひづろ俚ちひを厭わず一に達意を主とし、加うるに範の非才を以てし、固より觀るに足るもの無し。學者若し文の巧拙を問わずして、著者の心匠を窺うかがひ、築城の基範を索もとめんと欲すれば則ち幾庶ちかくは可ならんか。

一本邦今日大西の學も亦漸く闢ひらく。故に凡そ物品の名稱は諸大家の譯本確定のものも亦多し。獨り築城學に至りては、此に従事する者或いは鮮すまし。故に其の物品法式は未だ其の譯を経ざるもの甚だ多し。此の書の陴院壕塹(堀カ)の各部、障郭畧面の諸形式、其の名稱は力めて諸家の慣用する所に従うと雖も、從前全く譯名無きものは、竊かに新訊を下す。或いはこれを譯して其の當否の知るべからざるものは、敢えて譯を下さず、直ちに原名を存す。但し其の譯名の下に各々原語を附して以て便覽に供す。

一 度量の名、諸譯本は多く彼の邦の會兒曲尺三寸弱を以て尺と為し、巴兒母曲尺三寸弱を以て寸と為し、兌依母曲尺三寸弱を以て歩と為すは、恐らく本邦の尺寸と奈何を辨わぜざる也。故に書中示す所は皆其の原名を存す。但し文字の冗長なる

經始概畧 (稲葉本)

内編郊堡論目次

卷之一

第一総括

第二截面

第三截面平方積

第四底面

第五礮臺礮眼

卷之二

經畫

卷之三

堡障制式

全集本 (福澤宗家旧蔵草稿)

「内編郊堡論目次卷之一」を「郊堡論卷之一」に作る

を以って、「會」「巴」「兌」の頭字を記して以って簡畧に従う。其の他封多巴斯の如きも亦例に従り訳を下すこと無し。一書中毫も臆断を交えず、力めて原文の意を存するを主とす。偶ま愚見有れば小註し、上下に「」の図を記しこれを分つ。安政六年己未仲春中津福澤颯子園、江都〔鉄砲洲〕砲洲邸にて誌す。

「堡障制式」を「常用堡障の諸制式を論ず」に作る

第一単立堡障

後開堡障

開塞堡障

第二聚成堡障

連接横障

間断横障

卷之四

郊堡重險

蔽道

前隍

複郭

欄柵

摠欄

伏兵柵

陷穿

木簽

央杖

鐵把

鈇脚釘

拒馬

柵門

河柵

「後開堡障」なし、本文中に「㊦後開堡障」とあり

「開塞堡障」なし、本文中には「㊧開塞堡障」とあり

「連接横障」なし、本文中に「㊨連接横障」とあり

「間断横障」なし、本文中に「㊩間断横障」とあり

「郊堡重險」を「郊堡の重險」に作る

「摠欄」を「遮欄」に作る

「央杖」を「尖杖」に作る

火坑

護隄衛

木室

水障

卷之五

觀準法

第一平面觀準法

第二側立觀準法

卷之六

胸牆脩工

第一經畫

第二穿封

第三覆裝

砂囊

打泥法

草土

編柴

柴簞

束柴

柴笮

卷之七

道路橋梁淺処ノ残毀及ヒ其脩理

「水障」を「水障法」に作る。

「胸牆脩工」を「胸牆の脩工」に作る

卷之八

險地險障ノ構營

第一狹隘

陷道

橋梁

浅處

土堤

第二阜岡

第三叢樹

第四溝渠

第五藩籬板障

第六屋舍

第七村邑

第八都市

卷之九

攻防戰畧

攻戰

第一掩襲

堡障

屋舎村邑市都

第二整攻

堡障

「險地險障ノ構營」を「險地險障の構營」に作る

「第五藩籬板障」を「第五藩籬板障」に作る

「第八都市」を「第八市都」に作る。

「卷之九」を「郊堡論卷之九」に作る

屋舎

村邑

市都

外編墨城論目次

卷之一

第一墨城要訣

第二墨城部分

本郭

外郭

交鉸郭

半月郭

半月郭ノ復郭

蔽道

貳外郭

護墨塙

的奈依兒論斯

角様頭冠様頭

市都以下本文には「㊸防戦略」「第一掩襲の防禦」「㊹保障」
「㊺屋舎、村邑、市都」「第二整攻の防戦」「㊻保障」「㊼屋舎」
「㊽村邑」「㊾市都」あり

「外編墨城論目次卷之一」を「墨城論卷之一」に作る

「護墨塙」を「護墨牆」に作る

第三版面
第四高低
第五交街
卷之二
新式城面論
卷之三
前置附郭
卷之四
郭内構營
卷之五
避弾屋
水障
隍水
火坑
塙樹
卷之六
副城
卷之七
攻防戦畧
正攻五時期
防戦五時期
四攻戦畧ノ概記

「郭内構營」を「郭内構營」に作る

「正攻五時期」を「㊦正攻」に作る、次に「第一攻戦」あり
「防戦五時期」を「第二防戦」に作る
「四攻戦畧ノ概記」を「㊧四防戦の概記」に作る

合冊
掩襲
急攻
暴母攻

目次終

この全集未収録新資料の持つ史料的价值について、稲葉倉吉は的確なる評価を下している。まず第一にその序文たる「經始概畧例言」が、漢文で記されていることに注目している。「福澤全集緒言」の「華英通語」の項で、福澤はその処女出版物（万延元年出版）を顧みて非常に遺憾に思っているのは、その凡例を漢文で認め、皇国や本邦の文字に闕字したことでありと後年反省しているが、この「ベル築城書」の翻訳はそれより以前、安政三―六年のことであるから、言うなれば当然の如く漢文の例言が巻頭に載せられている。しかも「緒方先生」「先生」という恩師名では闕字、「君」という中津藩主の文字では平出擡頭していることである。「華英通語」出版の後、川本幸民に闕字は法的規制に依るものか否かを問い訊し、そのような成規のない事を確め、それ以後は著訳書に闕字・平出をしなかつたと述懐している。しかしこの訳稿はそれ以前に稿が成っているから、やむなく右の措置がとられたものであろう。

第二に稲葉は翻訳の文体に注目している。「福澤全集緒言」には「ベル築城書」の翻訳を福澤に命じた師緒方洪庵の言葉として、築城書は兵書であるから、それを読む武家の知的水準を考慮して、難解な文字の使用を慎しむよう注意されたので、「應有の材料云々」と記したのを、早速「有合ありあの品云々」と書き改めたところがあるが、この翻訳は富田正文氏が全集第七巻の後記に指摘するように、後年の福澤の平易通俗にして平明達意の文章とは著しく

異なり、かなり難解な漢字が使われていて非常に読み難い。しかも「應有の材料云々」は「有合の品云々」と改められてはおらず、「應有の土材」とルビが付られている。これを稲葉本で見ると「應有ノ土材」とあって、後者のルビの方が正しい用法と思える。また全集緒言には文字の使用法にしても、「恐」と「懼」は漢文ではその使用法に区別があるが和訓では共にオソルと読むから、世間普通の例に倣って「恐」の文字を使うことにしたとあるが、この翻訳には未だ「懼」の文字が使われていると指摘する。

第三に福澤諭吉や慶應義塾のことを究明している我々にとって貴重なデータと思えるのは、まず福澤の江戸出府の時期と、このペル築城書の翻訳完成期が明確になった事である。福澤出府期は同時に慶應義塾の創立期に当るため、一九五八年慶應義塾が創立百年を迎えるに際し、その記念日を何日にするかを決定するのに、その決め手がなく、『福翁自伝』の記述から安政五年（一八五八）十月下旬から十一月上旬のころと推定し、十一月上旬の八日とその日と決めた事があった。その後、現存最古のものとも目される安政五年十一月二十二日付（宛名不名）福澤書翰により、同年十月中旬に出府したことが判明した。今回の「経始概畧例言」により、安政五年十月に江戸の藩邸に到着したことが再確認され、さらに、この「ペル築城書」は大坂の緒方塾に在塾中に翻訳は完了したものと考えられていたが、その脱稿は安政六年二月、江戸においてであることが初めて判明した。いま一つさらに新しい事実は、この漢文の例言の中で、「中津福澤範子園誌」と記していることである。福澤諭吉の実名は範、字は子園、諭吉はその通称である。この範とか子園の文字は、福澤の処女出版である『増訂華英通語』（萬延元年五月）の漢文で記された凡例に使われたのと、同年十月、門下の岡本約博卿（周吉・古川節蔵）が訳した『萬国政表』の表紙見返しに「福澤子園閣」と記したものの二例あるのみであったから、今回の発見は三例目であり、しかも年代的には一番早いものである。このようにこの「経始概畧」は福澤研究の立場から見て、さらに慶應義塾史の面

から評しても、最も古い文献の発見（再発見）と言うことで、『福澤諭吉全集』の欠を補うことが出来たと見えよう。稲葉家資料で次に取り挙げなければならぬのは、2の山口県からの照会に應じて旧中津県（当時は小倉県に属す）から吏員が小倉へ出張する時に持参した二、三の書類についてである。これも故稲葉氏が論文に要領よく紹介しておられるが、それらの資料をまず引用してみよう。

〔書類包み紙上書き〕

山口縣ニ相送り候下書角大属出倉之節持参致候 正月廿四日 （明治五年）

中津市校洋學出金方法

○印 縣内士民文學告諭

學生費用ノ記

（明治四年）
辛未十二月

下書 大属

元中津縣

中津市校洋學生費用之記

入社之費用

一金札 二両 入社金

一同 三分 道具金

メ金札二両三分

毎月ノ費用

一金札一兩二分 受教ノ月金

一同三朱乃至一分 書籍借用料

一九同一兩二分乃至二兩 月俸但鹿菜附

一同二朱乃至三朱

石炭油

一同一朱乃至二朱

洗湯(錢)

一同一朱乃至二朱

洗濯

一同一朱乃至二朱

ハキ物及傘

一同二朱

薬料

無病ノ時ハ此費ナシ病重ケレハ非常ナルベシ此高ハ唯平均ヲ記スノミ

一金札一分

筆紙等諸雜費

メ四兩二分三朱

右之割合ニスレハ衣服ヲ新ニ造ル可ラス書籍ヲ買フ可ラス一ヶ月四兩二分三朱ツ、一ヶ年五十六兩一分ナリコレヲ學費ノ最モ少キモノトス時々点心ノ菓子ヲ用ヒ或ハ滋養ノ品ヲ喰フ等ノコアレハ一ヶ年六十五兩ヨリ少ナカル可ラズ六十五兩ノ金アレハ夏冬ノ襦袢一枚ヲ調ルニモ差支ナカル可シ

右ハ旧管外ノ士民ニ告ルモノナリ

中津市校教員誌

〔中津市校洋學出金方法〕

舊中津縣洋學校出金之儀は旧知事家祿之内ヨリ願之上年々五分ノ一即チ千石寄附いたし外ニ義社ヨリ積金之内二萬兩寄附いたし右兩様之金子を以て福澤論吉小幡篤次郎等之者江相托し町在へ私塾四十ヶ所程為相開候積ニ候得共昨今右私塾教師相育候為旧知事より寄附之本校一ヶ所ニ而原書譯書数学習書之四科相授居候尤二万兩之金は最初書籍器械等買集メ之為凡五千兩相費し残り一万五千兩之利金一割と見積り千五百兩と現米千石之価一石三兩二分と見積り三千五百兩同様合して五千兩之金子を以年々入費ニ充置追々成業之者出来弥々盛大ニ相及候節は尚又義社積金之内より見統ぎ之含ニ御坐候右學校之規則ハ総而東京三田慶應義應之規則ニ從ひ候得共都鄙遠近之相違より自然學則全く一樣なりかたく少年生及村塾之生徒へは主に翻譯書相授ノ趣向ゆへ本校之生徒江傍翻譯書講習為致候何れ未タ

創始之後日數も無之委曲之規則相定兼候ニ付其内議定之上可申上候

(明治五年)
申正月

〔山口県より小倉県へ資料請求依頼状（中津藩野紙使用）〕

旧中津縣ニ而昨年中市郷ニ告諭之上數ヶ所学校設置相成候趣右出金之方法并告諭書共詳細致承知度乍御手数數御申越

可被下候此段及御頼談候也

壬申正月(明治五年) 山口縣權參事久保 久清

同 參事 中野 茅長

小倉縣 御中

この一連の資料は旧中津県において明治四年十一月、中津市学校なる洋学校を設立し旧藩士の子弟を中心に県内の青少年に洋学を教授することを始めたため、そのような動向にいち早く反応した山口県が、当時小倉県に属していた旧中津県（四年十一月十四日合併）に対し関連資料の送付を依頼したらしく、それに応えて旧中津県の角〔喜坪〕大属が小倉へ出張する際に持参した資料の写しである。

ところで中津市学校は旧藩主奥平昌邁が廃藩後、旧藩子弟の教育のために開設した英学校であり、奥平はその家禄の内から五分の一、千六十石を寄付し、旧藩士の相互扶助機関である天保義社の積金からの醸出金二万円を基金とし、その運営は慶應義塾から小幡篤次郎・浜野定四郎（のち中上川彦次郎も加わる、いずれも中津出身）および松山棟庵（紀州出身）らが派遣されて教育に従事した、いわば慶應義塾の分校の一つとみなされる教育機関であった。この学校の開校に当っては旧藩主奥平昌邁の名で明治四年十一月、『中津市学校之記』なる文章が印刷配布されているが、当時奥平は慶應義塾に学ぶ十七歳の若者であって、その直後岩倉使節団の留学生の一人として渡

米留学することになるから、この洋学校開設のための学業奨励文は奥平の筆になるものでなく、恐らく福澤の代筆になるものと考えられている。前記福澤宗家資料の中に「中津市学校之記」と題する写本があって、それには明らかに福澤の手と認められる筆跡で数個所追加訂正が施されている。このことは文体そのものが福澤のものと思われるから、奥平の原文を福澤が添削したのではなく、福澤の素稿を他人に写さしめ、更にそれに福澤が手を入れたと見る方が自然である。

大分県の公教育や中津市学校については多田建次¹⁰氏の詳細な研究があり、これは福澤が中津の洋学校設立と大分県の公教育に対して有益な助言を与えていることにつき、実証的にそれを解明したものである。多田氏も指摘するように、福澤宗家本「中津市学校之記」には次のような訂正箇所がある。

(訂正前) 一此度學校取立ニ付縣廳よりさとしの文を布告し其趣意既ニ詳なれとも云々

(訂正後) 一此度學校取立ニ付き教師の著せし學問をよめの文ありて其趣意既ニ詳なれとも云々

この訂正前の「縣廳よりさとしの文」とあるのを、「教師の著せし學問をよめの文」と訂正している部分は、両文章成立の前後関係を示すものであり、「さとしの文」が最初にあつて、次に「學問のすゝめ」が書かれ、最後にこの「中津市学校之記」の成稿をえたと見るべきであらう。「學問のすゝめ」は周知の如くその端書に

此度余輩の故郷中津に學校を開くに付、學問の趣意を記して舊く交りたる同郷の友人へ示さんがため一冊を綴りしかば、或人これを見て云く、この冊子を独り中津の人へのみ示さんより、広く世間に布告せば其益も亦廣かるべしとの勸に由り、乃ち慶應義塾の活字版を以てこれを摺り、同志の一覽に供ふるなり。

明治四年末十二月

福澤 諭吉
小幡篤次郎

とあって、はじめ中津に開いた市学校への就学勸奨のための文章を書いたのであるが、それを友人の勧めにより世間一般用に書き改めたのが『学問のすゝめ』初篇であった。その時期は市学校開設の翌月の十二月とあるが、実際の刊行は翌五年二月である。ところが『学問のすゝめ』より後に書かれた筈の『中津市学校之記』の成稿年代は明治四年末十一月となっていて、一カ月早いという矛盾が起ってしまう。しかし福澤宗家の写本を調べると「明治四年末十二月」とあるのを「明治四年末十一月」と明らかに訂正してあり、その理由は実際は十二月であったが奥平は十一月十二日にはすでに横浜から出帆しているため、その不都合をなくすため成稿年代を一カ月早めたものと思われる。そして最初に書かれた「縣廳よりさとしの文」とは、はじめ佐伯友弘氏⁽¹²⁾により大分県立図書館蔵の「大分県治概略」という資料に綴られていることが発見され、続いて多田氏が『大分県教育五十年史』に収録されていることを指摘し、更に福澤宗家にも所蔵されていることがわかった。「大分県人民へ布告文」(内題は「さとしの文」⁽¹³⁾)ではないかとも考えられるが、佐伯氏の指摘によると、この資料は大分県立図書館所蔵資料の明治五年六月四日の箇所に綴られているというから、これを明治四年十一月、二月起草の文章の祖案と見ることは出来ない。そうするとこの「縣廳よりさとしの文」は、富田正文氏が全集第三巻の後記で紹介している、中津市立小幡記念図書館に所蔵する「見聞雜記」と題する写本中に含まれる「縣内士民江告論文」(以下中津本と略称する)という学問勸奨の文章を指すものと解釈した方が筋が通るであろう。この中津図書館所蔵写本とはほぼ同一内容のものが、稲葉家寄贈の「縣内士民江文學告論文」(以下稲葉本と略称する)である。この文章は『学問のすゝめ』初篇の内容と酷似しており、後半の部分が旧藩主の立場で県内の士民に文学に学問を奨励した形になっている。そしてこの告論文こそ『学問のすゝめ』初篇の偽版として有名な「愛知県発行 福澤諭告述 学問のさとし」と題して明治五年五月書肆片野東四郎が名古屋で発行した本の原本なのである。

以上を要約すると、初め旧中津県士民に対し旧藩主の立場で福澤が執筆した中津本・稲葉本の学問勸奨のための就学告諭書（いわゆる「さとしの文」）を、ある人の勧めにより世間一般への勸学文に内容を改めたのが『学問のすゝめ』（初篇）であり、次いでそれが中津に設立された英学校への入学を勧めた『中津市学校之記』へと発展したものとと思われる、その執筆時期はいずれも明治四年十二月と推定される。大分県立図書館・福澤宗家所蔵の「大分縣人民へ布告文」は、翌五年六月に福澤が『学問のすゝめ』（初篇）の趣旨を要領よくまとめて、大分県の公教育発展のため県参事森下景端の依頼に依りて執筆したものと考えられる。これらの資料を逐条校合してその異同を指摘するのは大変興味のある事であるが本稿の目的ではないので、ここでは稲葉本「縣内士民江文學告諭文」を紹介して、中津本の本文とその関連文書は巻末に注記しておく。⁽¹⁴⁾

「縣内士民江文學告諭文」

全集第三巻に載せる『学問のすゝめ』初編と稲葉本・中津本の異同箇所を指摘すると、三巻三二頁一行―五行四民平等を説く部分や、同頁七行―一四行の旧幕時代における実なき虚威の例が全集本は非常に増えており、全集本の三四頁一行の部分からは稲葉本・中津本共に大きく異っている、その部分を引用してみる。

我等も當縣の官員に列し

朝廷の御趣意を奉する者なれハ諸民の安穩を祈り外国の侮を妨かんと欲するハ固より論を俟す諸民も亦寛大の政を見
て内外の耻辱に遠さからんとすハ固より申す⁽¹⁵⁾近もなき事なれハ今より活たる眼を開き上下力を合て實學に志し銘々の
身分に相應すへき知見徳義を備へ其名其實ニ称ふよふありたきものなり就中庄屋村役人ハ一村を支配するものにて支
配の大小ハあるとも其職分ハ縣の大小参事に異ならず加之小前の者へ朝夕近く接する者なれハ一村中をハ一家と思
ひ深切ニ學問の世話いたしこれを小にすれハ人民一身の獨立これを大ニすれハ大日本國の獨立を助け成すへきもの也

右は稲葉本の引用であるが、中津本ではこの本文の後に「辛未十二月 元中津縣」との書き込みがある。さら

に愛知縣版『学問のさとし』においても、この最後のパラグラフは数カ月の時間の経過を表わす様な、字句に多少の訂正が見られるので、三者に相違のある字句を取り挙げて表示してみよう。

稲葉本	中津本	『学問のさとし』
我等も當縣の官員に列し 朝廷の御趣意を奉ずる者なれハ	我等も當縣の官員に列し 朝廷の御趣意を奉る者なれば	我等官員も 朝廷の御趣意を奉じて當縣を支配するものなれば
就中庄屋村役人ハ一村を支配するものにて支配の大小ハあるとも其職分ハ縣の大小參事に異ならず	就中庄屋村役人は一邨を支配するものにて支配の大小はあれとも其職分ハ縣の大小參事に異ならず	就中各區戸長里正年寄等ハ其區々々を支配するものにて支配の大小ハありとも其職分ハ縣の令參事始に異ならず
(記載なし)	辛未十二月元中津縣	壬申五月愛知縣

この表で上二者は明治四年十二月、下は明治五年五月であるため、地方行政の改革に伴った用語の改訂がみられる。例えば四年七月の藩廢後は、旧藩主が任じられていた知藩事（藩知事とも）が廢されて府知事・県令となり、藩政時代の大小參事は參事もしくは權參事に代り（四年十一月二十二日）、また明治四年四月四日公布の戸籍法によ

つて区が設けられ、翌五年四月九日からは大庄屋（区長とよばれた例多し）を廃し、庄屋・名主・年寄等旧来の村役人をすべて戸長（あるいは副戸長）と改称しているから、それに伴う用語の訂正が行われたものであろう。

小倉県への送付資料の最初にあげられる「中津市校洋學生費用之記」は、明治四年十一月の設立当時の「入社金」（入学金）や「受教ノ月金」（授業料）を初め、寄宿舎生活をする者のために生活必需品の金額などを示したものである。この資料は実は慶應義塾が三田へ移転した折に発行した『慶應義塾社中之約束』（明治四年四月）の巻末に載せる「追加」に見られる内容とほぼ同一であり、その項目名はほとんど変っていないが金額には都鄙の差が出ている。例えば一カ月の生活費は東京では七両であるが、中津では四兩二分三朱、これを一年にすれば前者は八十四両、後者は五十六兩一分となり、その他の雑費をいれて前者は一年百両、後者は六十五兩の金額が入用であるという。東京の物価高がはっきり認められる数値である。

稲葉家寄贈資料で次に注目すべきは、4の「人名調」である。これは巻紙に四十七名（津田剛二が二箇所に出てくるため実人員は四十六名）の氏名を書き連ね、各地への留学先を記してあり、年代は巳十月から申三月に及んでいるから、明治二年から同五年までの中津藩（奥）貢進生の氏名に見られる。と言うのは『扇城遺聞』⁽¹⁷⁾に載せる中津藩の貢進生の名簿と大部分重複するからである。次にその人名を掲げてみるが、※で示したのは『扇城遺聞』と重複するもの、（ ）で示したのは『扇城遺聞』に載せる氏名である。

巳十月 甲斐（織衛）※

甲斐鉄二郎※

飯田 平作※

中野松三郎※

福澤最古の訳稿「經始概畧」等について

雨山 達也※
阿知波 浩※
巳十月 萩 友五郎※
八田 定一※
中村 英吉※
島津万次郎※
津田 剛二※
猪飼麻次郎※
角 堅吉郎※
津田純一郎※
津田 雄象※
山家 繁※
佐竹七太郎※
藤本宰太郎※
同 寿吉※
生田陸次郎※
巳十一月高木喜一郎※
小幡題三郎※
申正月 手嶋 春司※
。笹部 三二※
未十二月。倉成 米吉
未十一月。濱野 丑児

未十二月。小田部他吉^(多)※

。小幡 英三

須田辰次郎※

久恒右五郎※

山口 克己※

中上川彦次郎※

中村恭三郎※

右東京福澤論吉許罷越居候者

津田 剛二^(三)※

黒屋順之助※

右東京南校江入僚之者

申三月 岡田 米治

右同断 森 源藏

右西京中學校江罷越居候者

竹下 龍榮※

右大坂

向野善次郎^(善路)※

赤坂甚四郎^(五)※

。荒尾 誠

。富山 琢二

右大坂

。神尾 久

松川 修山※

右東京田代一徳許へ罷越居者

未正月 安藤 朝彦※

澤渡彦五郎※

堀 (昭吉)※

右薩埵田原陶吉許江罷越居候者

これら四十六名の内三十七名が『扇城遺聞』に載せられる人名と重複している。稲葉家寄贈資料はほとんど氏名を連ねているだけで各人の通学する学校も詳細でない。『扇城遺聞』の方は藩(あるいは息)の支出した金額が詳記されているので、各個人のケースについてはそちらに譲り、ここでは触れないこととする。

知識兼武氏寄贈資料

一九八九年九月十三日、知識兼武氏から福澤研究センターへ突然電話があり、祖父知識五郎が所蔵していた福澤諭吉の書翰を寄贈したいとの申出があった。そこで早速九月十七日に頂戴したのが、次に掲げる資料である。

福澤諭吉書翰

知識五郎宛 明治十三年一月二十二日付 (福澤自筆に非ず)

吉川泰次郎宛 明治十三年七月二日付

知識五郎宛 明治三十一年二月十九日付 (福澤自筆に非ず)

知識五郎宛福澤諭吉書翰 明治十三年一月二十二日付

新年之御慶奉祝賀候、先以愈御清福被成御超歳南山不斜存候。次ニ弊屋一同無異加年致候条乍憚御省慮可被成下候。

陳は客歳御帰郷後^{〔早〕}最速御紙面御送致ニ相成十一月十三日を以無恙御着縣被成候旨大慶不過之候。其後間もなく長崎師範學校在勤之御都合ニ相成候趣桐野氏之書翰ニ而拝承致候。當塾も爾來別ニ替義なし。此程々支那人ヲ雇ヒ支那語ヲ相始候。就業之もの昨今之處ニ而八百二十名計至極景気よろしく候。先ハ年甫御祝詞旁午延引拝答込如斯ニ御坐候。忽々頓首。

十三年一月廿二日

福澤 諭吉

知識 五郎様

時下敵寒折角御自重可被成候。

〔注〕封筒表「長崎縣長崎師範學校ニテ／知識五郎殿／拜復平安」同裏「東京三田／福澤諭吉出／一月廿二日」

吉川泰次郎宛福澤諭吉書翰 明治十三年七月二日付

此人ハ鹿兒嶋士族知識五郎とて本塾之卒業生者兩年前より桐野弘ト共ニ長崎師範學校ニ奉職此度ハ横濱之郵便局ニ轉任いたし候ニ付而自然朝夕之御懇意を相願度日原氏杯ハ現ニ此知識ニ教授せし事なり。尚同氏江も御話不相替往來いたし候様御取斗可被下候。尚い才ハ本人々可申上幾重ニも御教示奉願候而已。右ハ知識之需ニ応して添書一筆如斯御座候。早々頓首。

七月二日

福澤 諭吉

吉川泰次郎様 梧下

〔注〕封筒表「横濱三菱支店／吉川泰次郎様 福澤諭吉／知識五郎持参。同裏「封」。

知識五郎宛福澤諭吉書翰 明治三十一年二月十九日

拜啓。時下益御多祥奉賀候。陳ハ今回當塾学事の維持擴張ニ付基本金募集之た免各地委員を設けて事務取扱候様相定候ニ就てハ、貴下に於ても御地よて右維持委員之一人として募集上御尽力被成下度御依頼申上候。敬具。

明治三十一年二月十九日

(印文慶應義塾) 慶應義塾

(印)

社頭 福澤

諭吉^⑩
(印文社頭之印)

知識五郎殿貴下

(注) 封筒表「鹿兒島市長田町三拾九番地／知識五郎殿／親展」同裏「東京市芝三田二丁目二番地／慶應義塾／社頭福澤諭吉」

書翰の宛先知識五郎とは安政三年十二月生れ、大正十三年十二月二十四日没の鹿兒島県出身の士族で、明治六年三月七日(この時は七二郎と称す)入社、そして一旦帰国し同九年八月三十一日再入社し、十二年四月に本科を卒業した人物である。知識の経歴^⑮を見ると郷里鹿兒島で数種の学校に通った後東京に出、共慣義塾・立教学校にも学んだと言う。慶應義塾卒業後は第一の書翰に見られる様に長崎師範学校(書翰によると明治十二年十一月十三日赴任している)、横浜郵便局(吉川泰次郎宛書翰によると明治十三年五、六月頃には転動しているものと推定される)に勤め、その後帰郷し鹿兒島師範学校、鹿兒島学校、商業学校、鹿兒島新聞社に関与し、さらに産馬会社、農事社にも関係しているから、第三の書翰で判るように鹿兒島県下の名望家として、明治三十一年慶應義塾基本金募集の地方維持委員を委嘱されたものであろう。農事社というのは五郎の父知識兼雄が明治八年に設立した農業振興の結社で、鹿兒島県下で牧畜を興しその収益で農家の生活を安定させようとしたものである。^⑰

なお、第一書翰の「桐野」は同じく鹿兒島県出身、明治五年十月入社、第二書翰の宛先吉川泰次郎はのち日本郵船会社の社長となった実業家で、当時は同社の横浜支店に勤務していた。「日原氏」は日原昌造で横浜正金銀行の行員であった。

(1) この資料目録は福澤研究センター嘱託西沢直子・島田誠一により作成された。

(2) 里見純吉は明治十一年七月二十五日、千葉県山武郡松尾村にて富三郎の長男として生まれる。父富三郎(はじめ三浦と称す)も明治五年一月八日の入社、叔父實一(里見姓)も明治二十三年一月の入社で、また旧松尾藩は明治初年慶應義塾から教員が派遣されたことがあり、

慶應義塾と縁故の深い土地柄であったが父の意思で上京するとまづ明治学院において英語とキリスト教を学び、明治三十一年一月二十五日慶應義塾に入社している。同年四月大学科第二学年に編入し翌三十二年四月その学年を修了したが、旧制度の高等科卒業の扱いをうけ、そのまま慶應義塾を卒業することも出来た。里見は大学部政治科に進学したが途中で退き、一時千葉県の成田中学で教鞭を採ったことがあったが復学し、明治三十六年四月大学部理財科を卒業した。卒業後は義塾の舎監や教員を勤めていたが、その後実業界に転じ明治四十一年三越呉服店に入社、雑貨部長・本部秘書課長を歴任し、大正十年九月上司と意見を異にし辞任した。十二年二月十三日、上席専務取締役として大丸に入社し、以来大丸の近代化に尽しその発展に貢献するところ大なるものがあつた。昭和二十七年八月三日、大丸会長の時死去。七十四歳。慶應義塾では評議員を一四期(補欠)一五期(昭和9年10月・同16年10月、一七期一八期(任期中死亡))〔昭和21年11月・27年8月〕の期間つとめている。里見の履歴は『慶應義塾名流列伝』(明治42年刊)、『慶應義塾基督教青年会三十年史』(昭和3年刊)、『大丸二百五拾年史』(昭和42年刊)等による。

(3) 原稿は時事新報の記事を執筆する時に使用される原稿用紙に毛筆で記され、野の上欄に他の草稿と同様に、「社(1)」「社(2)」「社(3)」「社(4)」と植字工に配るための記号やそれに「山口」、「近藤」等の植字工と思われる氏名があり、かつ標題の上には「石半検閲」の丸印も捺されている。これだけ揃っているので、これは一旦明らかに社説用草稿として植字工に廻され、棒組みにされたものとみられる。しかし内容的に濃尾大地震によって破壊された木曾・揖斐・長良の三川の氾濫を今後無くすため、三大河の河心を他に転じて新たに堤防を築くことを提案したものであるため、この素人考えを新聞に発表した場合、思わぬ混乱や誤解を招くことになりかねないと感じ、組上った社説棒組を廃棄したのではないだろうか。

(4) 西川俊作「相場所見学」、『福澤手帖』36(昭和58年3月30日刊)。この論考は、福澤が明治二十三年三月三日、ユニテリアン協会の宣教師ナップ、マコウレー、ホークスの三人を同道し米商會所と株式取引所を見学したことを報じた、翌三月四日付「時事新報」雑報記事(これは福澤自身の執筆と推定される)をまず紹介し、次に福澤の相場所論・取引所論を年代を追って分析した研究である。

(5) 資料の旧蔵者稲葉倉吉は福岡県築上郡築城町小山田の出身であるが、夫人が中津出身のため中津に居住し、明治末年から中津中学において歴史の教鞭をとり、その後熊本県八代中学、大分県宇佐中学を経て、大分県豊後高田の高等女学校の教頭に任じたが、昭和九年動続三十余年におよび断然勇退して中津に帰り、郷土史の研鑽に没頭した篤学の士である。昭和十一年九月中津市談話が小幡紀念図書館において発表式をあげると、稲葉倉吉は副会長となり(会長は赤松文二郎)、毎回講演会や見学会において熱心に後進を指導し、特に昭和十三年十月から機関誌「中津史談」を発行すると、毎号研究論文を寄せ、史料の豊富さと叙事の正確は夙に高く評価されていたという。しかし、昭和十五年五月、わずか四十余日の病臥の後で溘然として世を去った。享年六十五。郷土史関係の遺稿は多数あつたが、その中特に史料的に貴重な文献を蒐め、稲葉の友人岡為造が編集し、赤松翠陰(文二郎)が校閲して死去の翌十六年五月に『豊前郷土史論集』を刊行した。

稲葉倉吉の経歴等については、嗣子正邦の談話および赤松翠陰の草した「亡友稲葉君を悼む」と題する追悼文（昭和十五年五月二十一日付大分新聞）と、右論集に付せられている赤松の序文による。

(6) この論文については稲葉が編集していた『中津史談』の第一巻第二号（昭和十四年三月十日発行）には次号予告としてこの論考の表題は発表されていたが、第一巻第三号（十四年八月十日発行）にはその論文は載せられず、他の論文に差し換えられてしまい、結局この論文は篋底に秘して、生前には発表されなかった。

(7) 全集本第七卷二八三―三〇五ページ

(8) たとえば全集本第七卷二八八、三〇一ページ

(9) 全集別巻一五ページ、書翰番号二〇〇八

(10) 多田建次『日本近代学校成立史の研究』一九八八年玉川大学出版部

(11) 同右書三五〇ページ

(12) 佐伯友弘「日本近代公教育における『学問のすすめ』初篇の教育史的意義について——学制との関連において——」『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』第19集一九七四年三月

(13) この資料は多田氏の研究により福澤の起草した文献と認定された。

(14) 中津市立小幡記念図書館の小幡文庫と称する書棚に「見聞雜記」と題する写本がある。これの由来は不明であるが、文字通り見聞した内容を細々と書き留めたもので、従ってそれぞれの文献に相互関連性はない。この雑書類綴の中に「縣内士民江告論文」と題する資料（これが中津本である）が引用されている。この資料の前に「前書き」に相当する文章と、別に今一つ関連資料が写されているので、それらを引用しておく。

毎々相達置候通今日之形勢ニ付而ハ士族卒之俸禄永不可得世襲ハ不得止事ニ付何れも生活を営ミ候義ハ申込も無之候ヘ共従前藩国之時ハ今日と違ビ文学ハ不申及調練並弓馬刺槍其他諸藝術等所謂武士之動自ら人心之目的相立居候所先般以来毎度御達之品も有之士民同等武士腕刀勝手次第第武士切捨停止等殊ニ解隊之御沙汰被 仰出候ニ付而ハ尚更此上ハ文學ニ従事専後日之覚悟可致義肝要之事ニ候或ハ心得違之向有之徒ニ婦農婦商等相唱更ニ義商之業をも不相心掛文武之義ハ一切閑之其身ハ安逸遊惰終に陥困耗候様成行候而ハ却而御趣意ニ相背き不都合之事ニ候 旧知事公も右等之情態深く御苦慮被為在御在職中毎々厚キ御内論も有之既ニ御家禄をも御分配洋學校御開ニ相成猶義社ヲ結び驟寡孤獨無産窮乏のもの永世救恤之法方相立朝廷江相願候所御沙汰済ニ相成返背御事ニ候右様迄厚キ思召幾重ニも感激奮発不致候而ハ不相濟事ニ付向後皇漢洋三學之内銘々存込候學業致勉勵何れも不肖旧知事公之御素志以て奉答聖恩之萬一候様可被相心掛候尚極貧之向ハ重而御救助之義も可有之此段為心得相達候事

辛未十二月

今般於吾中津縣洋學校開業スル所以ノ者ハ去ル戊辰ノ春大政復古維新ノ御政治被為舉尔來封建ノ旧弊ヲ變革シ更ニ天下ノ面目ヲ一掃シ不拔ノ鴻基ヲ御確定益以テ獨立建國ノ御舊業被為振起ハ則チ千歳ノ御盛舉萬民御保護ノ至仁豈我輩ノ幸福ナランヤ抑 神州全國ノ人民ヲシテ規模ヲ擴張シ智識ヲ開明シ 皇化ノ文明ヲ輔佐センムルハ御趣意ノ最才一ニ而 旧知事公ニも兼而洋學校御開成ノ御内存被為在種々御苦慮之央大勢之所趨廢藩御免職ノ御沙汰被仰出素々不得巳ノ年ニ而從來御舊管内ノ子才積年ノ御情義ヲ被為思召断然御家禄五分ノ一ヲ以永世右學費ニ被充度御願濟相成實ニ 天恩ノ隆渥 旧知事公ノ御情義感激悃懇謝スル所ヲ不知則チ我同袍ノ子才亦此ノ御趣意ヲ体認シ苦學勉厲務而物理ヲ詳悉シ生人ノ大道ヲ脩明以テ他日萬國對峙ノ御一端ヲ裨補セハ希クハ御恩義ノ萬一ニモ可奉報哉

(15) 『明治文化史』2法制一五〇ページ以下参照。

(16) 『慶應義塾百年史』上卷三五〇ページ、あるいは『慶應義塾社中之約束』福澤研究センター資料(2)一三ページを参照

(17) 『部誌 扇城遺聞』赤松文二郎編纂、昭和七年中津小幡紀念図書館発行、四六四―四七〇ページ。

(18) 知識五郎の経歴についての文献は非常に少なく、参考にしたのは『慶應義塾塾員履歴集』(明治二十七年四月出版)ぐらいである。

(19) 『鹿兒島大百科事典』(昭和五十六年南日本新聞社)

〔付記 本稿の作成に当り福澤研究センターの中森東洋・島田誠一両氏の協力を得、また河北辰生名誉教授から史料解説のご指導をいただいたことを記して、感謝の意を表したい〕